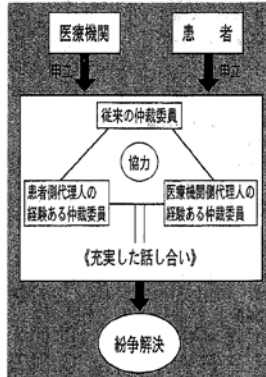


# スタート! 医療ADR

平成19年9月から東京三弁護士会の仲裁センター(一・二弁)・紛争解決センター(東弁)の中に医療紛争を取り扱う医療ADRが新設されることとなりました。

**特徴** この医療ADRは、東京三弁護士会医療関係事件検討協議会から医療紛争を数多く扱う委員(患者側15名 医療側15名)が、仲裁委員として各1名ずつ関与し、従来の仲裁委員と協力しながら話し合いを行ってゆく形をとることが特徴となります。この2名の新しい仲裁委員の関与により、従来理解が困難とされていた医療紛争に関して、スムーズな話し合いを導くことができるものと考えています。



**注意** 点 ただ、注意していただきたいのは、2名の新たな仲裁委員は、医療機関側代理人経験者、患者側代理人経験者という立場で関与しますが、あくまでも中立的な仲裁委員として関与するものであり、申立人あるいは相手方の側に立ち、その立場から各々の利益のために主張をしてゆくという性質の委員ではないという点です。もちろん、この記事をお読みいただいている先生方にはお分かりのことなのですが、実際に申立をされる患者さんご本人、あるいは相手方となる医療機関が、自分の側に立ってくれる仲裁の委員ができたと思われてしまうと、それだけで新たな紛争の種になりかねませんので、この点は是非ご注意ください。あくまでも、医療紛争の特性を知る医療事件の経験が豊富な弁護士が、中立的な立場から、当事者による自主的な紛争解決を目指すべく話し合いをスムーズに進め、解決のために事実関係の説明や争点の整理等を行うお手伝いをさせていただくものとお考え下さい。

**具体的な進行** 仲裁センター・紛争解決センターにおける話し合いは、当事者の努力による円満な紛争の解決を目指すものですので、過失・因果関係という法的観点にのみ絞って、他の事実関係を切り捨てるという事は行いません。

医療機関に対する不平・不満等があれば、それを率直に当該医療機関に伝え、必要であれば今後の医療の改善のために検討してもらうという形も当然考えています。

その意味では、事実経過も含めて、訴訟とは異なり証拠によって白黒を付けるのではなく、当事者の話し合いや説明による相互理解を図ることからスタートすることになるものです。

**費用について** 今回の医療ADRは三会共通で行われることとなり、申立手数料、期日手数料、成立手数料は、三会共通となりましたので、どの弁護士会に申し立てても費用が変わることはありません。

申立手数料は10,500円(消費税込)、期日手数料は6,250円(消費税込)(申立人・相手方が各々上記金額をお支払いいただきますので、両者の合計で1期日で10,500円となります。)

成立手数料は紛争解決額により異なりますが、例えば、100万円の場合は、84,000円となります。成立手数料の負担割合は、仲裁委員等が定めることとなります。

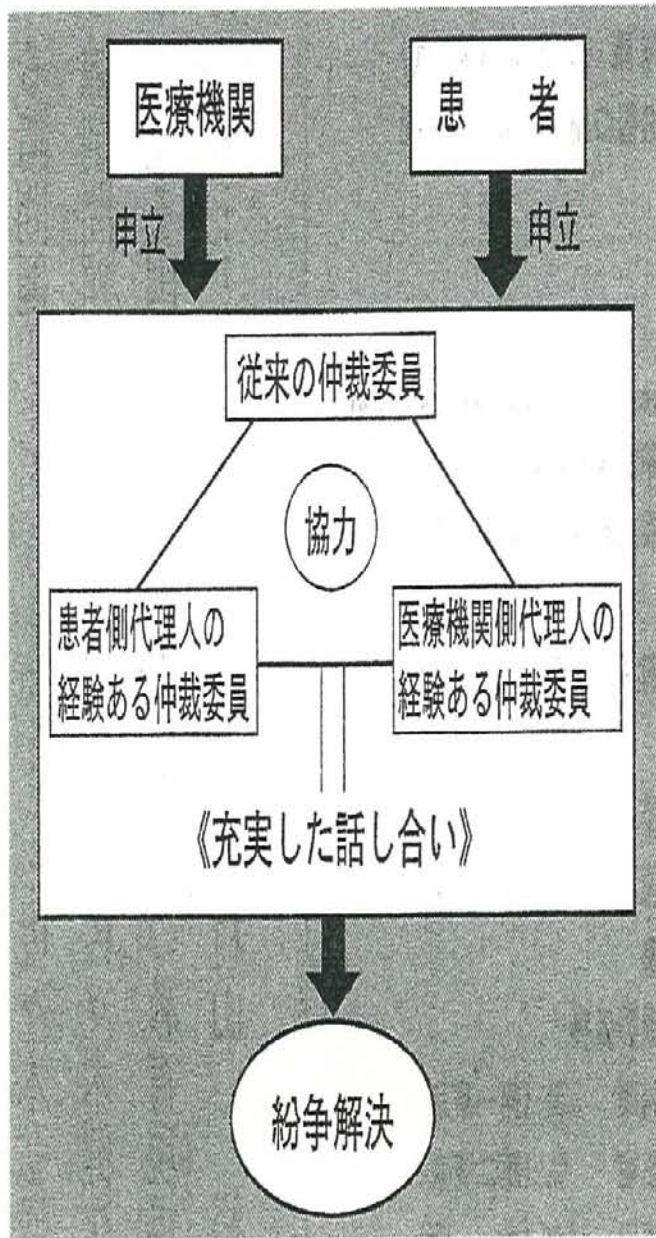
## 東京三弁護士会医療ADR 仲裁人候補者名簿

◆医療側仲裁人候補者				◆患者側仲裁人候補者			
所属会	氏名	年齢	事務所名	所属会	氏名	年齢	事務所名
二弁	秋 篠 信 幸	32	秋篠・高橋法律事務所	東弁	安 東 宏 三	44	安東宏三法律事務所
一弁	加 々 美 光 子	37	西内・加々美法律事務所	東弁	五 十 嵐 裕 美	46	弁護士法人東京ワカフ法律事務所
一弁	加 藤 賢 42	虎ノ門南法律事務所	東弁	石 井 夏 生	47	すずかけ法律事務所	
二弁	木 崎 孝 43	兼子・若松法律事務所	東弁	石 川 順 子	37	東京あさひ法律事務所	
一弁	木ノ元 直 樹	40	木ノ元総合法律事務所	東弁	大 森 夏 織	44	東京南都法律事務所
二弁	児 三 安 司	46	三宅坂総合法律事務所	東弁	鈴木 利 廣	28	すずかけ法律事務所
一弁	小 西 貞 行	47	小西貞行法律事務所	東弁	関 智 文	30	関智文法律事務所
東弁	高 芝 利 仁	26	高芝法律事務所	二弁	中 山 ひ と み	43	豊ヶ岡総合法律事務所
一弁	梶 源 慎 治	53	梶源法律事務所	東弁	羽 賀 千 菜 子	39	羽賀千菜子法律事務所
一弁	西 内 岳 37	西内・加々美法律事務所	東弁	藤 田 謙 也	30	藤田・柳原法律事務所	
一弁	平 沼 直 人	48	平沼高明法律事務所	東弁	松 井 崇 探	48	すずかけ法律事務所
二弁	水 沼 太 郎	52	三宅坂総合法律事務所	二弁	森 谷 和 馬	28	仲田・森谷法律事務所
東弁	南 出 行 生	28	シリウス総合法律事務所	二弁	安 原 幸 彦	29	東京南都法律事務所
東弁	宮 澤 潤	39	宮澤潤法律事務所	東弁	山 崎 進	30	山崎進法律事務所
二弁	森 山 満	43	森山経営法律事務所	一弁	弓 崎 志 昭	31	たんぽぽ法律事務所

※なお、東京三弁護士会の仲裁センター(一・二弁)・紛争解決センター(東弁)に対する申立には、『管轄』等の制限はありません。

## 特 徴

この医療ADRは、東京三弁護士会医療関係事件検討協議会から医療紛争を数多く扱う委員（患者側15名 医療側15名）が、仲裁委員として各1名ずつ関与し、従来の仲裁委員と協力しながら話し合いを行ってゆく形をとることが特徴となります。この2名の新しい仲裁委員の関与により、従来理解が困難とされていた医療紛争に関して、スムーズな話し合いを導くことができるものと考えています。



### 注意点

ただ、注意していただきたいのは、2名の新たな仲裁委員は、医療機関側代理人経験者、患者側代理人経験者という立場で関与しますが、あくまでも中立的な仲裁委員として関与するものであり、申立人あるいは相手方の側に立ち、その立場から各々の利益のために主張をしてゆくという性質の委員ではないという点です。もちろん、この記事をお読みいただいている先生方にはお分かりのことなのですが、実際に申立をされる患者さんご本人、あるいは相手方となる医療機関が、自分の側に立ってくれる仲裁の委員ができたと誤解をされてしまいますと、それだけで新たな紛争の種になりかねませんので、この点は是非ご注意ください。あくまでも、医療紛争の特性を知る医療事件の経験が豊富な弁護士が、中立的な立場から、当事者による自主的な紛争解決を目指すべく話し合いをスムーズに進め、解決のために事実関係の説明や争点の整理等を行うお手伝いをさせていただくものとお考え下さい。

## 具体的な進行

仲裁センター・紛争解決センターにおける話し合いは、当事者の努力による円満な紛争の解決を目指すものですので、過失・因果関係という法的観点にのみ絞って、他の事実関係を切り捨てるという事は行いません。

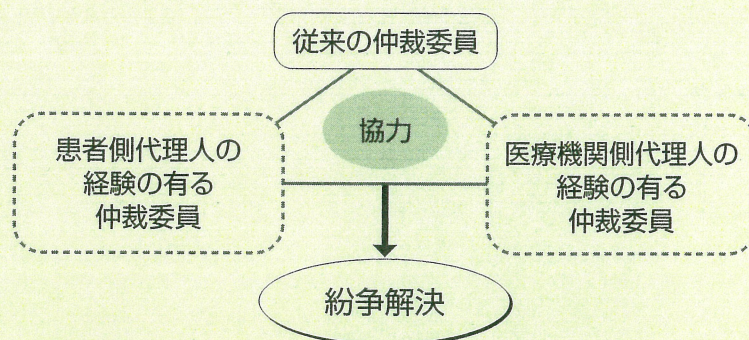
医療機関に対する不平・不満等があれば、それを率直に当該医療機関に伝え、必要であれば今後の医療の改善のために検討してもらおうという形も当然考えています。

その意味では、事実経過も含めて、訴訟とは異なり証拠によって白黒を付けるのではなく、当事者の話し合いや説明による相互理解を図ることからスタートすることになるものです。

# 医療ADRのお知らせ

平成19年9月創設

従来、医療紛争は専門性が高く話し合いは難しいと考えられてきましたが、平成19年9月から医療事件を多数扱うベテラン弁護士が仲裁委員となる医療ADRが開設されていますので、御紹介致します。



従来の単独の仲裁委員のみではなく、医療紛争の実態を良く知っている弁護士2名が仲裁委員に加わる為、従来理解されづらかった医療紛争に関する問題につき充実した話し合いが行われます。

注) 患者側代理人の経験の有る仲裁委員、医療機関側代理人の経験の有る仲裁委員と立場を分けて書いてありますが、両者はあくまでも、中立の立場で事実関係等分かり易く進行させるお手伝いをさせて頂くもので、患者側或いは医療機関側という各々の立場に味方をして主張するというものではありませんので、その点ご注意ください。尚、申立の手続など仲裁の詳しい内容につきましては、仲裁に関する手続の説明のパンフレットを御覧下さい。

仲裁センターの手数料(消費税込)は次のとおりです。

- ①申立手数料 1件 **10,500円**  
\*申立時に支払っていただきます。
- ②期日手数料 申立人・相手方各自 **5,250円**  
\*期日ごとにセンターカウンターにて支払っていただきます。
- ③成立手数料 \*負担割合は仲裁委員等が定めます。

解決額	標準額(税込)	解決額	標準額(税込)
10万円	8,400円	1000万円	472,500円
30万円	25,200円	1500万円	630,000円
50万円	42,000円	2000万円	735,000円
100万円	84,000円	3000万円	945,000円
300万円	252,000円	5000万円	1,155,000円
500万円	315,000円	1億円	1,522,500円
700万円	378,000円		

医療ADR実施状況(弁護士会からの報告に基づき作成)

年度	係属弁護士会	申立件数	諾否				結果							
			応諾	不応諾	回答待ち	不明*1	和解	取下			終了宣言	不応諾	不成立	継続
								不応諾取下	応諾後取下	諾否不明*1				
2006	仙台	11	6	3	0	2	6	2	0	2	0	1	0	0
	小計	11	6	3	0	2	6	2	0	2	0	1	0	0
2007	東京	23	14	9	0	-	5	9	2	-	0	0	6	1
	第一東京	7	5	2	0	-	3	2	1	-	0	0	1	0
	第二東京	2	2	0	0	-	1	0	0	-	0	0	0	1
	愛知県	24	20	4	0	-	12	6		-	5	0	0	1
	仙台	13	7	4	0	2	5	0	0	2	2	4	0	0
	小計	69	48	19	0	2	26	17	3	2	7	4	7	3
2008	東京	19	11	8	0	-	4	8	2	-	0	0	0	5
	第一東京	2	2	0	0	-	1	0	0	-	0	0	1	0
	第二東京	15	10	5	0	-	6	5	2	-	0	0	1	1
	大阪	2	0	2	0	-	0	2	0	-	0	0	0	0
	愛知県	37	33	4	0	-	15	5		-	10	0	0	7
	仙台	16	11	5	0	0	6	1	1	0	4	4	0	0
小計	91	67	24	0	0	32	21	5	0	14	4	2	13	
2009	東京	14	8	6	0	-	4	5	1	-	0	0	1	3
	第一東京	3	0	2	1	-	0	1	0	-	0	0	1	1
	第二東京	21	10	8	3	-	3	8	0	-	0	0	0	10
	大阪	4	2	0	2	-	1	0	0	-	0	0	1	2
	愛知県	40	30	2	8	-	10	1		-	10	0	0	19
	広島	2	0	0	2	-	0	0	0	-	0	0	0	2
	岡山	6	1	3	2	-	1	0	0	-	0	0	0	5
	福岡県	19	3	11	4	-	2	0	0	-	0	11	0	5
	仙台	10	9	1	0	0	1	0	0	0	1	1	0	7
	札幌	1	1	0	0	-	1	0	0	-	0	0	0	0
	愛媛	0	0	0	0	-	0	0	0	-	0	0	0	0
	小計	120	64	33	22	0	23	15	1	0	11	12	3	54
合計		291	185	79	22	4	87	55	9	4	32	21	12	70

注

\*1 相手方呼び出し前に取下げ(仙台ではプレ審理制度を導入しているため、諾否不明の場合がある)